

令和7年4月1日

令和7・8年度

水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ型）

（楠タンク1号車）

仕様書

宇部・山陽小野田消防組合

第1章 総則

1 目的

この仕様書は、宇部・山陽小野田消防組合（以下「本組合」という。）が、令和7、8年度に購入する水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ型）（以下「車両」という。）の仕様について定める。

2 購入台数

1台

3 納入期限等

- (1) 本組合における仕様についての担当課は、宇部・山陽小野田消防局 警防課とする。
- (2) 契約年度は、令和7年度とする。
- (3) 納入期限は、令和8年度【令和9年（2027年）2月26日（金）】とする。
- (4) 配備場所は、宇部市大字船木461番地1「宇部西消防署楠出張所」とする。

4 検査

車両に関する検査は、次のとおり本組合担当者及び受注業者立会のうえ実施する。

(1) 中間検査

必要な時期に、受注者の製作工場にて艀装状況をリモート検査で実施する。

また、仕様内容と相違のある場合は、指示事項を訂正の上、再検査を受けること

なお、リモートによる検査において確認できない場合は、現地にて検査を実施する。

費用については受注業者の負担とすること（詳細は別途協議）

(2) 予備検査

艀装完了後、指定する場所において、本仕様書に基づき車両、艀装状況及び取付品、付属品の仕様等の検査を実施する。

(3) 納入前検査

車両新規登録後、指定する場所において、予備検査に準じて実施する。

(4) 納入検査

納入前検査後、納入場所において、予備検査に準じて実施する。

第2章 受注業者の責務

受注業者は、本仕様書内容に従うと共に、次の事項について確実に履行すること

また、製造者、納入者等が別に存在する場合は、責任をもって統括すること

1 登録等

- (1) 車両新規登録及び緊急自動車登録に係る手続等を代行すること
- (2) 車両の新規登録は、第1章4(2)の予備検査合格後に行うこと
- (3) 「自動車損害賠償責任保険料」、「自動車重量税」、「自動車リサイクル手数料」、「検査登録法定費用」については別途に本組合が負担する。（課税、非課税問わず）
- (4) 車両登録料（課税対象費用：「検査登録手続代行費用」、「車庫証明手続代行費用」、「納車費用」等）については、入札額に含むこと
- (5) 納入時には道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条に基づく公安委員会による緊急自動車指定を受け、緊急走行を行うために必要な書類（本紙）を車両に備えた状態とすること

2 疑義の解釈

仕様書の内容について、疑義を生じた場合は基本的には本組合の解釈とする。

3 製作中の問題処理

車両の製作にあたっては、工業所有権に関する法令に抵触する問題及びその他の問題が発生した場合は責任をもって解決すること

4 事故防止

車両の製作及び移動にあたっては、事故の防止に万全の注意を払い、万一、事故が発生した場合は、速やかに本組合に報告するとともに、その被害等について一切の責任を負うこと

5 保証期間等

- (1) 保証期間は、車両、艀装及び各種資機材の各製造業者等が指定する期間とする。

製造業者等が指定する期間が納入後1年未満の場合には、納入後1年とする。

- (2) 保証期間後であっても設計不良、工作不良、艀装の不備、或いは材質不良等、明らかに瑕疵が認められる場合は、無償にて取替又は修理を行うこと

また、受注者は保証期間後であっても、設計・製作・材料・部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合は、その責任を負うこと

- (3) 県内に特殊艀装の修理可能な工場及び放水試験用施設（吸水、放水試験用水槽及び放水試験用受水器を用いた施設において1.0MPaの圧力で30分以上の連続放水試験が可能な施設）があること

なお、修理可能な工場及び放水試験用施設については、自社所有のほか、受注者が常時使用できる他社所有も可とする。

- (4) 緊急的な要請又は緊急的な修理は、消防ポンプ自動車に関する確かな技術を有する担当者が6時間以内に来庁し、すみやかに対処すること

- (5) 車両は、納入から1ヶ月後の適当な時期に、点検を無償で実施すること

6 図書の提出

- (1) 契約締結後、契約日から1ヶ月以内に納入物品（車両等）に係る打合せを本組合担当課と行い、打合せに基づいた次の図書を1冊に編さんしたものを2部提出し、本組合の承認を得ること

承認後は1部を返却する。

ア 製作工程表

イ 製作構想（概要）資料（艀装5面図、配管図、各種資機材の配置図等）

ウ その他、本組合が指示するもの

- (2) 契約後に仕様書の内容に変更が必要な場合は、本組合と協議し承認を得た後、本組合担当課の指示に従うこと

なお、協議時の際は次の資料を2部提出し承認を得ること

承認後は1部を返却する。

ア 変更が必要となる理由書

イ 変更前後の仕様内容の違いについて説明する資料（図面等）

ウ その他、本組合が指示するもの

- (3) 納入時に、次の図書をA4判に編冊したものを2部（正・副）提出すること

なお、資料が見易くまとめられるものは1つにまとめること

ア 仕様明細書

イ 最終の構造図又は設計図（艀装5面図、配管図、各資機材の配置図）

ウ 最終の艀装部に係る電気配線図（系統図、配線位置図。無線関係配線含む）

エ 写真（完成車両「新規登録前」の5面カラー写真、艀装関係及び製作経過等）

- オ ポンプ性能を証明する書類
- カ 自主表示の写し（消防法第21条の16の3に規定する表示の写し）
- キ 事業費構成報告書
- ク 車検証及びリサイクル券の写し
- ケ 緊急自動車登録の写し
- コ 取付品及び付属品のリスト
- サ 新車登録時に改造及び重量計算書を要するものについては当該資料
- シ 本仕様書に要求する内容に適合することを証明する計算書、図面等の資料
- ス その他、本組合が指示するもの

(4) 納入時に、次の冊子等を提出すること

- ア 車両取扱説明書（点検要領資料含む）
- イ ポンプ取扱説明書（点検要領及び異常時対応用資料含む）
- ウ 車両艤装品・取付品・付属品等の取扱説明書
- エ 車両艤装品・取付品・付属品等の保証書
- オ その他、本組合が指示するもの

7 納入後の安全操作技能講習等

車両納入後、本組合の職員に車両及び資機材の取扱説明を行うこと
 実施日数、時間及び内容については警防課と協議すること
 なお、講習に係る費用については負担すること

	実施時期	講習内容	講習期間
納車講習	納車時	取扱説明書、点検整備書等による各装置の構造、使用方法、使用上の注意事項、点検整備方法等の説明	本組合が設定
		車両による実技訓練	
使用者講習	必要時	納車講習に準じて本組合が設定したもの	

8 その他

車両燃料及び車両の走行に必要なオイル類、冷却水、触媒液（通称「アドブルー」等）等の消耗物は、適正な範囲内の満量状態として納車すること（車両に艤装される機械装置含む）

第3章 車両の概要

1 適用要件

- (1) 動力消防ポンプの技術上の仕様を定める省令（昭和61年自治省令第24号）を含め、消防用車両安全基準検討会事務局及び日本消防検定協会が定める「消防用車両の安全基準について」の該当要件を全て満たすほか、緊急出動、消火活動及び風水災害ほかあらゆる災害対応活動に適した構造及び機能を有し、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するもので、緊急車両としての要件を満たしたものであること
- (2) 車両は、国庫補助の対象となる全ての仕様を満たしたものであること
- (3) 車両は自動車NOx・PM法の車種規制に適用される排出基準を満たしたものであること

2 車体概要

- (1) 車両は、火災ほか各種災害に必要な資機材を装備し、災害時に迅速な活動が行えるものである

こと

- (2) シャシは令和7年以降に製造されたもので、総務省の承認を受け個別検定試験に合格した水一Ⅱ型四輪駆動消防専用シャシとし、標準装備については製作者において公表したものと合致すること
- (3) 車両構成は、ダブルキャブ型とし、キャブの後方にポンプ室（消防ポンプ）、水槽、ボディー後方部分にはホースカーを積載する。
また、車両は狭隘地区でも使用することから、可能な限り小型化及び軽量化に努めて製造すること
- (4) 車両は、重量軽減及び防錆、防水性を考慮して制作し、車体の下回りは黒色塗装、下回りを除いた箇所は朱色塗装とする。

3 車両諸元

- (1) 車体（車両完成後に車検証に標記される値）
 - ア 全長（車長） 7.20m以下
 - イ 全幅（車幅） 2.30m程度
 - ウ 全高（車高） 2.95m以下
 - エ ホイールベース 3.50m以上
 - オ 車両総重量 11.0t未満
- (2) シャシ
消防車専用ダブルキャブ四輪駆動型MT式とすること
- (3) キャブ
 - ア ダブルキャブ型4ドアとすること
 - イ 電動キャブチルト装置付とすること（非常時用手動キャブチルト機能付）
 - ウ 乗車定員は6人以上とすること
 - エ 電動式集中ドアロック（前席、後席）を設けること
 - オ パワーウィンドウ、電動格納式ドアミラー、補助ミラー（助手席側のみ）を設けること
 - カ フォグランプを設けること
 - キ 運転席及び助手席にSRSEエアバッグを設けること
 - ク 防水性能を有する座席（防水性能を有する厚手のシートカバーも可）を設けること
- (4) エンジン
 - ア 水冷4サイクルディーゼルエンジン（最新の排出ガス規制適合品）とすること
 - イ 使用燃料は軽油とすること
 - ウ 機関定格（最高出力）は、140kW以上とすること（走行に対して十分に余裕のあるもの）
 - エ オイルパンヒーター（サーモスタット及び10m以上の電源コードを含む）を設けること
なお、車両側コンセントは防水装置を設けること
 - オ オイルクーラー及び水冷式サブラジエーターを設けること
 - カ 運転室に、エンジン回転計、アワーメーター及び油温計を設けること
 - キ エンジンガバナは電子制御式とすること
- (5) 蓄電池の容量は、12V100AH又は24V100AH以上で、装備に十分なものであること
- (6) 操舵装置はパワーステアリング装置付とすること
- (7) 駆動方式はフルタイム四輪駆動とすること
- (8) タイヤは、予備1本を含めミックスタイヤとすること

(9) ブレーキ装置

- ア 主ブレーキ 空気式又はその他の方式
- イ パーキングブレーキ装置 推進軸制動式又は十分な制動力、安全性を保障する方式
- ウ ABSを装備すること

(10) 坂道発進補助装置を設けること

(11) 運転席にSRSエアバッグを装備すること

(12) 取付品

- ア フォグランプを装備すること
- イ パワーウィンドウ、電磁ドアロック、パワーミラーを装備すること
- ウ 各ドアに樹脂製サイドバイザーを装備すること
- エ 運転席及び助手席にサンバイザーを装備すること
- オ キャビン室に空調装置（エアコンディショナー）を装備すること
- カ AM/FMラジオを装備すること
- キ 助手席に地図用スポットライトを装備すること
- ク フロアーマット（ゴム製）一式を装備すること
- ケ 各車輪に泥よけ（マッドガード）を装備すること
- コ 次の機能を全て備えたドライブレコーダーを設けること
 - (ア) 車両の運行状態を画像と音声に記録
 - (イ) 車両前後が撮影可能なもので、撮影範囲は前後方向とも展開角度140度以上
 - (ウ) 解像度は「1920×1080（フルHD）」、画素数は「200万画素」以上
 - (エ) ドライブレコーダー機器本体に付属する記録媒体から外部記録媒体に記録情報が取り出せるもので、接触事故等のイベント発生時の記録が上書きされないもの
 - (オ) GPS機能付で、位置、移動速度を記録し、時刻は正確な時刻に自動修正するもの
- サ バックアイカメラ・モニタを設けること（モニターサイズは7インチ以上）
- シ カーナビゲーションを設けること
なお、地図データは全国最新版とし、走行中でも助手席より操作可能であること
- ス 全方位型カメラ・モニタを設けること
- セ 上記コ～スの機能については、一体型若しくは複合型のものも可とする。
ただし、個々の性能を有するものとする。
- ソ テレビチューナーは取付けないこと

4 消防ポンプ関係

(1) 主ポンプ

- ア 型式等 アルミ製ポンプ（ポンプグランド部はメカニカルシールとする。）
- イ 性能 A-2級以上

(2) 主ポンプ動力伝達装置

- ア 操作は運転席のスイッチ等により容易に動力の「接」・「断」ができるものとする。
- イ ポンプミッション作動時は、エンジン排気ブレーキが解除される構造であること

(3) 揚水装置

真空ポンプは無給油式のピストン式又はロータリー式とする。

(4) 冷却水装置

- ア オイルクーラー、サブラジエーターへの配管は、1系統にまとめ1つのコックで調整できること

イ 予備回路を設け、通常及び予備それぞれにストレーナーを備えるものとする。

ウ 冷却水還流装置を設けること

(5) ポンプ操作装置等

ア ボディー左右面のキャブ側に、液晶モニター付ポンプ操作装置を配置し、操作員が容易かつ安全にポンプ操作を行うことができるスペース（以下、「ポンプ室」という。）を設けること

イ 液晶モニターは、下記の表示ができること

(ア) 冷却水及び真空ポンプ作動状態（真空計）

(イ) 各ボールコックの開閉状態

(ウ) 揚水・放水の状態・ポンプ圧力計・ポンプ連成計・流量計・積算流量計のデジタル数値による表示

(エ) ポンプの運転状態及び放水時における流水状態

(オ) 排出ガス浄化装置のインジケータランプの点灯・点滅を表示（ランプ表示可）

(カ) 取扱い表示（機器取扱、点検整備、故障対策等）を文字で表示できること

(キ) P T Oスイッチの入切をモニター付近に設けること

ウ 非常時における真空ポンプ及びスロットル操作は、別回路の手動操作装置にて行えること

エ 圧力計及び連成計並びに流量計を、左右ポンプ室に各1個設けること

オ ボール式コック付75mmの吸水口（連続呼水装置付）を左右ポンプ室に各1個設け、吸水口には75mmスィーベルエルボが取り付けられていること

カ ボール式コック付65mmの放水口を、左右ポンプ室に各2個設けること

キ ボール式コック付65mmの中継口を、左右ポンプ室に各1個設けること

(6) 残水排出装置

ボールコック、配管等に残水しないように各箇所に残水を排水する装置（表示付）を設けること

5 水槽関係

(1) 水槽容量は、2,000L以上とし、材質はP P製とすること

次による厚さの鋼材（日本産業仕様 G 3 1 0 1）又はこれと同等以上の強度を有するものであること

ア 側板 4.0mm以上

イ 底部 6.0mm以上

ウ 上部 4.5mm以上

(2) 水槽は、振動、衝撃等により損傷、緩み等を生じないように車台に固定して設けられ、水圧に対して変形及び水漏れのない構造とし、水槽内面は適当と認められる防食加工を施し、水槽内部には有効な防波板が設けられていること

なお、水槽内部は清掃、塗替等に便利な構造であること

(3) 水槽左右面に積水口（呼称65差込メス、ボールコック付き）、水量計（フロート、保護枠ドレン付）を設けること

水槽底部にドレンを設け、排水用のバルブを車体側面に取り付けること

(4) 水槽上部にオーバーフローパイプ及び入槽可能なマンホールを設けること

なお、オーバーフローパイプは車両走行時に水槽内保有水が漏洩しない構造とすること

(5) 吸水管、送水管（緩衝装置付）を設け、水槽への吸水・送水の操作は左右ポンプ室で行えるようにすること

(6) 水量計の水量は、いかなる状態においても全域にわたって容易に視認可能であり、夜間等の暗

所でも十分に確認可能なもの、または、確認可能なように処置されているものであること

第4章 車体の詳細構造

1 キャブ外装関係

- (1) キャブは堅牢な天蓋及び鋼板製で、走行による振動等に十分に耐える構造であること
また、後部ドアの下部に乗降ステップを設けること
- (2) キャブ左側にステンレス製の訓練旗立てを設けること
- (3) キャブルーフに、赤色警告灯及び標識灯を設けること
- (4) 電子サイレン用スピーカー及びモーターサイレンをキャビンの有効な部分に設けること
- (5) フロントパネルに消防章（直径約15cm程度）を設けること
- (6) フロントバンパー上部にアルミ縞板を張り、フロントバンパー、フロントグリル、フロントパネル等をポリウレア塗装（同等品可）とし、詳細は別途協議すること
- (7) 左右に自衛噴霧装置を必要数設けること

2 キャブ内装関係

- (1) 運転席と助手席の間に収納ボックスを設けること（位置サイズについては別途協議）
- (2) 乗員が安全に乗降できるよう各ドア部付近に手摺り及び持ち手等を設けること
- (3) 運転席と助手席の間に隊長用の空気呼吸器固定装置1基（スマートドック）を設けること
- (4) 空気呼吸器固定装置を後部座席後方に3基（スマートドック）を設け、後部座席背もたれは上下に高さ調整可能とし、可能な限り高くすること
- (5) 後部座席後方の壁にパンチングメタルを設け、任意の位置に壁掛け用フック（S字フック等）を必要数取付けることができる構造とすること（壁掛け用フックを12個附属）
- (6) 後部座席下部に収納スペースを設けること
- (7) 各座席は防水性能を有するものであること
- (8) 前席中央部等の操作利便な位置に、集中操作盤（艤装関係のスイッチ等）及びデジタル無線装置等の収納ボックスを設けること
- (9) インパネ部、ダッシュボード又はキャブ内収納ボックス等の運転席又は乗員席から操作ができかつ運転やエアバックシステムの支障とならない位置に電子サイレンアンプ、10連スイッチボックス、デジタル式消防専用電話装置（以下「無線装置」という。）、デジタル無線対応車載情報端末装置（以下「AVM装置」という。）を設けること
また、各スイッチには銘板を貼り付け、修理等が容易にできる構造とすること
- (10) キャビン内助手席にフレキシブルLEDライト（スイッチ付）を取付けること
- (11) 前席、後席それぞれに効果的にLED室内灯（ドア開閉連動及び入切スイッチ付）を取付けること
- (12) 運転席と助手席の間及び後席の有効な位置にそれぞれ100Vのコンセント及びUSBコンセントを2口以上設け、携帯無線機等の充電ができること
- (13) ダッシュボード中央部付近に、非常用PTOスイッチ及びエンジン油温計を取付けること
- (14) キャビン内を最大限に活用して収納できるよう本組合と協議すること

3 ボディー関係

- (1) 艤装材料は、可能な限り軽量素材等を使用し総合的な軽量化を図るとともに、車両全体の重量のバランスを考慮して製作すること
- (2) 艤装高は、キャブ天井前部に設置する赤色警光灯の高さを大幅に超えないものとする

- (3) 車両の重要な点検箇所及び主要な部分の点検整備に関して、工具類を使用するためのスペースを確保するとともに、必要箇所には点検口または点検扉を設けること
- (4) ボディー左右面及び後面に最大限の収納スペースを設け、7面シャッターとすること
 なお、7面シャッターには開閉センサーを設けること
- (5) ボディー収納スペースは次の内容を満たすこと
- ア 左右面についてはポンプ室下部、ポンプ室後方の上部（後輪タイヤハウス上方）及び下部（後輪タイヤハウス後方）に設けること
- イ ポンプ室後方の上部及び後面収納スペースについては、それぞれ1枚のアルミ製シャッタータイプとすること
 なお、シャッターは走行時の振動により、歪み、ガタつき及び開放することがないようにロック装置（バークタイプ）等を設けるとともに、巻き込み時には、シャッター表面と積載物が接触しない措置を講じること
- ウ 右面ポンプ室後方上部の収納スペース内には展開式のパンチングメタルを設け、左面は上下を2から3分割程度に仕切る仕切板を設け、それぞれに各種ホースや資機材を収納し、エンジンカッター、油圧器具を固定できる構造とすること（詳細は別途協議）
 なお、上下を仕切る仕切板は、左右同サイズの位置可変タイプであり、資機材落下防止装置を設け、枚数は計8枚程度であること（収納部のレイアウトについては別途協議）
- エ 左右面のポンプ室下部及びポンプ室後方下部の収納スペース扉は展開式（ステップ兼用）とすること
 なお、展開式ステップは下蝶番式又はダンパー方式とし、チェーンレス構造とすること
 また、走行時の振動により開放することがないようにロック装置等を設けること
- オ 左右面のポンプ室下部及びポンプ室後方下部の収納スペース内に、スノコ板等（合成樹脂製等）を敷くこと
- カ 後面の収納スペース内には上下2分割とする仕切板を設け、仕切板の下方にはホースカーを積載し、上方には資機材が積載できるスペースを設けること（収納部のレイアウトについては別途協議）
- キ 展開式ステップの内側（展開時に上面となる面）に縞板を貼付けること
- ク 展開式ステップの3側面には反射材を貼付けること（詳細は別途協議）
- ケ 展開式ステップの上面角に、塗装剥がれを防止するステンレス製のエッジカバーを3面に貼付けること
- コ 後輪フェンダー内に補強を施した支点を設けること（許容荷重の表示）
- サ 各扉と各収納スペースの間に防水措置を施すこと
- シ 左右シャッター内の有効な箇所に車輪止めを各1対ずつ取付けること（詳細は別途協議）
- ス 収納スペースの上部はパンチングメタルとし、フック等が取付けできる構造とすること
- (6) ボディー上部（甲板）関係
- ア 甲板には、十分な強度を有するアルミ縞板を張り、フラットな構造とすること
 また、左右に甲板より高くせり上げるアオリを設け、甲板の前後にステンレス製手すり等の転落防止措置を取ること
- イ 三連はしご（関東梯子株式会社製）の昇降装置を設けること
 また、ワンタッチで操作可能なロック装置を設けること
- ウ 取り外し可能なアルミ縞鋼板製の資機材収納庫を設けること（ワンタッチロック、防水仕様）

エ ボディー甲板へ容易に昇降できるように、折りたたみ昇降用梯子等をボディーの後面に設けること（タラップ等のステップには滑り留め施工）

オ 甲板の積載物は可能な限り高さを抑えること

カ 鳶口2本は梯子昇降装置に固定すること（詳細は別途協議）

- (7) 艀装関係のステップ部分、左右ポンプ室の床部分及びボディー左右面上部収納スペースの床部分はアルミ縞板とすること
- (8) 各操作部（ハンドル、レバー等）に名称および操作方法を明記すること
- (9) 車体フレームに大型車両の牽引及び支点として十分耐えうる堅牢なフック（フロント、リア各2箇所）を設けること
- (10) 車体最後部左右両端は可能な限り面を取る等の処置をすることにより、車両左右旋回時に外部と接触し難い形状とすること

4 ホースカー関係

- (1) 安全、確実、容易に車載できるものであること
- (2) 走行時及び消防活動時の振動・衝撃等によりガタを生じない堅固な構造であること
- (3) タイヤはノーパンクタイヤとすること
- (4) 呼称6.5差込消防用ホース8本以上組込み可能であること
- (5) 分岐管、媒介金具及び放水ノズル（eノズルフォルダー）が取り付け可能な構造とすること
- (6) 搬送時資機材の落下防止を図るため上面に枠を取り付けること

5 電気関係

- (1) 警光灯及びサイレン関係

ア キャブ天井前側に赤色警光灯（標識灯、スピーカー一体型）を設けること

イ ボディー左右面及び後面に赤色警光灯を必要数設けること（必要に応じステンレス製保護枠付）

ウ 赤色警光灯は、電子サイレンアンプと連動すること

エ 電子サイレンアンプ（録音・再生機能、ハンドマイク）をキャブ内上部のコンソールボックスに設けること（詳細は別途協議）

なお、SDカード等の外部記録媒体に記録した音声データの再生ができるものとする

- (2) 照明設備（車両標準品関係は除く。）は次のとおりとし、原則、保護枠を取り付けること

ア キャブ内照明灯はLEDとすること

イ 各収納スペース内（扉開閉連動型）及び左右ポンプ室に照明灯を必要数取り付け、スイッチをキャブ内集中操作盤に設けること

ウ サーチライトを甲板部の左右いずれか及び後部に設け、各サーチライト付近の容易に操作できる箇所にスイッチを設けること

なお、左右のサーチライトについては50cm以上伸縮可能なもので、手元のグリップ部にて旋回、俯仰の操作ができるものとする

(ア) 形式 佐藤工業所製フラッシュボーイSP-Q20

(イ) 電球 超高輝度LED

(ウ) 手動式伸縮柱フラッシュボーイポール

エ ボディー左右面の上部アオリ部分に車両周辺を照らすための高照度LED照明灯（作業灯）を設け、キャブ内集中操作盤及び車外の容易に操作できる箇所にスイッチを設けること

オ ボディー下部にライトスイッチ連動の路肩灯、車幅灯、LEDテープを取り付けること

また、路肩灯については後輪タイヤ周辺を有効に照射すると共に点灯時に周囲車両等から

眩しくない構造とし、車幅灯、LEDテープについては運転席サイドミラーから視認し易い箇所に取り付けること（詳細は別途協議）

(3) スイッチ、ヒューズ関係

ア 各スイッチはエンジンキーのACC連動とすること

イ 各ヒューズには、視認しやすい箇所に名称及び容量の表示を行うこと

ウ スイッチ類には、名称及び「入・切」又は「ON・OFF」を表示すること

(4) その他

車両待機時、商用電源により車両のバッテリーを充電する装置（過充電防止機能付、通称「ずぼら充電器」同等品可）を取付けること（接続コード10m以上含む）

なお、車両側のコンセントはマグネット式とし、防水装置を有すること

6 無線機関係

(1) 本組合の既存車両のデジタル無線装置一式及びAVM装置一式を移設すること

なお、デジタル無線装置一式の出力についてはエンジンキーのACC連動とし、AVM装置一式についてはACC連動及びバッテリー直接接続とする。配置については、車両操作及び点検整備等の妨げにならないようにし、必要であれば、アンテナ・配線等は新品を使用すること

(2) 車外無線送話器用のスピーカーを左右ポンプ室に設け、スピーカー内外切替スイッチをキャブ内集中操作盤に設けること

(3) 無線装置アンテナを1.2m以上離して設置すること

(4) 無線機本体は埋め込み式とはしないこと

なお、埋め込み式であっても特別な工具を用いることなく脱着、スライド等できることによ設置後においてもメンテナンスが行える場合においてはこの限りでない。

(5) 全ての配線接続部は設置後のメンテナンスが容易に行えるようにすること

(6) 無線に係る配置図、配線図（本体・アンテナ・関係品等）及び本体の設置環境を示す資料を提出し、本組合の承認を得た後に設置すること

7 塗装関係

(1) 車体は完全に錆落としを行い、防錆処理後、朱色塗装とすること

(2) 車体の甲板部及び下回りは完全に錆落としを行い、防錆処理後、黒色塗装とすること

8 文字等の表記（シール張り）

(1) 車両の前後面に「楠T-1」を表記すること

(2) 車両の左右面及び後面に「宇部・山陽小野田消防局」を表記すること（白色）

(3) 車両の左右面に「**UBE・SANYO-ONODA FIRE DEPT.**」「**WATER TANK**」を表記すること（斜字・白系反射シール）

(4) キャブ下方両側に「山口」を表記すること（白系反射シール）

(5) 車両のキャブ天井に対空標示「宇山T5」を表記すること（白色）

(6) 赤色警光の標識灯に「消防局」を表記すること（両面ある場合は両面に表記）（黒色）

(7) 表記文字の字体、サイズ等は別途指示する。

(8) シャッターのデザインについては、指定するデザインとすること（別途協議）

(9) 車両左右面に「」のシンボルマークを表記すること（白及びシルバー系の影）

第5章 取付品、取付装置及び附属品等

車両の取付品、取付装置は別表1, 2とする。

なお、品名に「※」があるものについては、車体への取付装置等を要する。

別表1 取付品及び取付装置

No.	品名	数量	備考
1	液晶モニター	2	左右ポンプ室 各1
2	ポンプ圧力計	2	左右ポンプ室 各1
3	ポンプ連成計	2	左右ポンプ室 各1
4	放水流量計	2	左右ポンプ室 各1
5	エンジン回転計	1	運転室
6	エンジン油温計	1	運転室
7	赤色警光灯	一式	
8	電子サイレンアンプ	1	
9	照明設備	一式	
10	後退警報器	1	解除スイッチ付
11	標識灯	1	
12	電動キャブチルト装置	1	
13	オイルパンヒーター	1	
14	バッテリー充電装置	1	
15	スタッドレスタイヤ	6	ホイール付 標準タイヤとナット形状が異なる場合はナット含む
16	車外無線送話器取出口	2	左右ポンプ室 各1
17	自衛噴霧装置	1	
18	三連はしご昇降装置	一式	
19	無線装置	一式	
20	AVM装置	一式	
21	10連スイッチボックス	1	別途協議
22	アドブルー予備品	2	200(以上)入り※アドブルー未使用車は不要

別表2 附属品

No.	品名	数量	備考
1	吸管 ※	2	呼称75、長さ10m以上。消防用吸管的技術上の仕様を定める省令（S61自治省令第25号）基準適合品
2	吸口ストレーナー	2	
3	吸管ちりよけかご	2	【岩崎製作所】ストカゴセット（差込式、フック付ロープ）
4	吸管まくら木	2	
5	低水位ストレーナー	1	【岩崎製作所】流線型または同等品
6	消火栓媒介金具	2	呼称75メスネジ×呼称65差込メス
7	中継用媒介金具	2	呼称65メスネジ×呼称65差込メス
8	消火栓等開閉金具 ※	2	地下式 本組合指定のもの
9	吸管スパナ ※	2	
10	管そう ※	2	【YONE】無反動管そうeノズルフィルター又は同等品（コンビネーション可変ノズル含む、呼称65差込）
11	ノズル	4	【YONE】クアドラフォグノズル0.5Mpa NH-40QFS（呼称40差込）
12	ノズル	4	【YONE】ボアテックスノズル（呼称40差込）
13	ノズル	1	【YONE】トランスフォーマーピアシングノズルTFP-40（呼称40差込）
14	放口媒介金具	4	呼称65メスネジ×呼称65差込オン
15	とび口 ※	2	約1.8m
16	金テコ ※	1	タニコー【ラクラク39バー】
17	剣先スコップ ※	1	
18	アルミ製ホースカー ※	1	ボディー後部シャッター内に取付（呼称65差込ホース8本以上組込み可能品）
19	三連はしご(チタン製) ※	一式	【関東梯子株式会社】KHFL-CT87 引き綱はクレモナロープ、キャスター付きとすること。
20	車輪止(樹脂製) ※	二式	一式2個
21	消火器 ※	一式	自動車用ABC20型粉末消火器または同等性能品） （取付ブラケット含む）
22	補水接手	1	呼称65差込オン×水道用ホース接続
23	ホースブリッジ	一式	軽量型
24	バルブキー(地上) ※	1	ボディー収納スペースに取付（キーの長さは別途協議）
25	スタンドパイプ ※	各1	【YONE】差込式 FUDOH PS-65F・1000 発荷式（ボディーの収納スペースに取付）

No.	品名	数量	備考
26	かぎ付はしご (チタン製) ※	1	【関東梯子株式会社】KHFL-CT31
27	アルミボックス ※	1	上下2段構造とし、バスケットストレッチャー (216cm) が収容可能なサイズ (ダンパー及び吊り上げフック付き) 甲板に取付
28	バスケットストレッチャー ※	各1	モデル71 ブライドル
29	分岐管	3	1個はホースカーに取付 ※ 呼称65差込メス×呼称65差込オン
30	消防用ホース媒介金具	各1	呼称65差込メス×メス 呼称65差込オス×オス ホースカーに取付
		6	呼称65差込メス×呼称40差込オス
31	照明器具 ※	一式	【プライムテック】ML004Gガード又は同等品×2 パワーソースキットXGT8 ライト用三脚×1 フラットバー×1
32	空気呼吸器 ※	四式	エア・ウォーター防災製ライフゼムA1 《別添仕様1参照》
33	空気呼吸器ボンベ	8	高圧空気容器 (複合容器) 《別添仕様2参照》
34	ポータブル式複合ガス検知器	1	【理研計器】GX-FORCE 収納ケース、テーパーノズル、ハンドストラップ付
35	万能斧	1	【Rising】レスキューアックスSD-01 ホルダー付き
36	熱画像直視装置	1	【FLIR】K2又は同等品
37	消防用ホース	60	呼称40差込×30本 呼称65差込×30本 《別添仕様3参照》
38	ホースバッグ	20	40mmホース用×10、65mmホース用×10 《詳細は別途協議とする》 宇部・山陽小野田消防局を標記すること
39	ホースバンド	5	
40	ホース離脱防止器具	20	YONE【抜け止めリング】又は同等品
41	携帯投光器HID	2	AZ PROJECT AZ50DS-II 又は同等品 予備バッテリー各1個含む
42	LED誘導灯	2	【SANEI】防災マルチライトBタイプ
43	携行型LED式強力ライト	二式	VULCAN180 (防爆)、ベルト、充電器同等品可
44	デジタルカメラ	1	【RICOH】Caplio 400Gwide F (消防対応デジタルカメラ又は同等品) 外部記録媒体含む
45	拡声器	2	かるーいホン【TD-503R】又は同等品
46	ジャバラコーン	2	LED蛍光白ライン付

No.	品名	数量	備考
47	ポンプ工具	一式	
48	タイヤチェーン	一式	
49	資機材搬送用カバン	1	石川トランク製作所 DT-325型又は同等品
50	画板	1	科学装備研究所 KS-A-Type 又は同等品
51	整備用工具	一式	各種軽微な整備（照明交換等）に特殊工具が必要な場合
52	三角停止表示板	1	折りたたみ式
53	特定小電力トランシーバー	3	アイコム製 IC-4350 又は同等品 小型イヤホンマイクロホン HM-177PI 付属
54	電子サイレンアンプ用外部記録媒体	一式	SDカード等（メモリ容量8MB以上）及びパソコン接続用具
55	ドライブレコーダー用外部記録媒体	一式	SDカード（機種適合最大容量）等及びパソコン接続用具 ※上記「54」と接続用具が共通の場合は本接続具は不要
56	スペアキー	2	
57	油圧ジャッキ	1	
58	ファンベスト	三式	【赤尾】空調服・ファン・バッテリーセット （サイズは別途協議）
59	個人携帯警報器	4	モーションスカウト K-TR
60	火災現場除染用キット	一式	MR-1（ミラブルプロダイナー）
61	チェンソー	一式	【マキタ製】充電式チェンソー MUC027GZR1 又は同等品 替チェーン刃×1 パワーソースキットXGT8 チャップス×2
62	救助器具	一式	【オグラ】 RP-S505 スプレッダー RP-M18V パワーユニット付（40V 対応となれば 変更すること。） アリゲーターチップ付 収納ケース、充電設備付き
63	レシプロソー	一式	【マキタ製】001GZK 替刃×10
64	工具セット	一式	KTCスタンダードセット（40点）
65	ポータブル電源	1	EcoFlow 蓄電池 DELTA3 又は同等品
66	電気自動車用検電チェッカ	1	EV vol check
67	救助用縛帯	1	【PETZL】ピタゴール
68	水難救助資機材	1	【レスキュージャパン】スローバッグ ウォーターライン
69	ロープ	各1	レンジャーロープ（東京製綱） 白・赤 12mm×200m
70	LED警告灯	2	【TRUSCO】電池式LED警告灯（青） 又は同等品

71	掛矢 ※	1	丸掛矢：150mm又は同等品
72	斧 ※	1	防爆斧
73	鉄線カッター ※	1	【ホルマトロ】フォーシブルエントリーT1
74	エンジンカッター	一式	【プライムテック製】 CE003GZ/PR（40V対応） パンサーグローバルダイヤ×2

別添仕様 1

「空気呼吸器」仕様

全般にわたって検査が施され、この仕様のすべてを満足するものでなければならない。

1 保証期間

メーカーが定める期間とする。ただし、保証期間後であっても設計不良、工作不良、或いは材質不良等に起因する不具合が生じた場合は、受注者は無償にて取替又は修理を行うこととする。

なお、取扱い上の過失による損傷・破損についてはこの限りでない。

2 製造

令和 8 年以降に製造されたものであること。

3 型式

エア・ウォーター社製「ライフゼム A 1」(面体：サイズ M、拡声器及び拡声器用充電器附属)

4 その他(空気呼吸器 1 基当たりの附属品)

- (1) 品質保証書添付
- (2) 面体保護用カバーガラス(フィルム) 10 枚
- (3) 面体収納袋 1 つ
- (4) クリアビュー(曇り止め) 1 本
- (5) パージ・レスクマスク(ボディホース付：ハーネスへの接続用部品含む) 1 セット
- (6) Oリング 各 5 個(空気ボンベ接続部用、呼気部接続部用)
- (7) Oリング用グリス 1 個

別添仕様2

「空気呼吸器ボンベ」仕様

全般にわたって検査が施され、この仕様のすべてを満足するものでなければならない。

1 保証期間

メーカーが定める期間とする。ただし、保証期間後であっても設計不良、工作不良、或いは材質不良等に起因する不具合が生じた場合は、受注者は無償にて修理・交換をおこなうものとする。

なお、取扱い上の過失による損傷・破損についてはこの限りでない。

2 製造

(1) 高圧ガス関係法令に適合するもので、日本国製の容器であること。

(2) 令和8年以降に製造されたものであること。

3 主要構成部品

(1) 容器本体

(2) そく止弁

4 容器本体の主要諸元（項目数値等）

(1) 材質 高強度カーボンFRP-アルミニウム合金

(2) 内容積 6.8ℓ

(3) 質量 3.6kg（そく止弁及び空気の質量を除く）

(4) 寸法

ア 外径 171mm

イ 長さ 444mm

ウ そく止弁取付部 37φ以上

(5) 最高充填圧力 29.4Mpa

(6) 耐圧試験圧力 49.0Mpa

5 そく止弁の主要諸元

(1) 本体の材質は、高強度アルミニウム合金であること。また、圧力指示計内蔵型とする。

(2) 充填口形式は、オネジで、寸法は、W22山14であること。

(3) グリップと、充填口との角度は、150度とする。

6 その他

(1) 品質保証書添付

(2) ボンベカバー付

別添仕様 3

「消防ホース」仕様

全般にわたって検査が施され、この仕様のすべてを満足するものでなければならない。

1 関係法令

消防用ホースの技術上の仕様を定める省令（平成25年3月総務省令第22号）及び消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の仕様を定める省令（平成25年3月27日総務省令第23号）に適合するものであること。

2 保証期間

メーカーが定める期間とする。（1年未満の場合は納品日から1年）

ただし、保証期間後であっても設計不良、工作不良、或いは材質不良等に起因する不具合が生じた場合は、受注者は無償にて取替又は修理を行うこととする。

なお、取扱い上の過失による損傷・破損についてはこの限りでない。

3 表示

消防法第21条の16の3第1項に規定する自主表示および第3者機関である日本消防検定協会による品質評価の適合を受けた表示が付されているものであること。

4 製造

令和8年以降に製造されたものであること。

5 諸元

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 長さ | 20m（許容長+10%以内） |
| (2) ホース繊維区分 | 合成繊維 |
| (3) 使用圧力 | 1.6MPa以上 |
| (4) 結合金具 | 差込式（町野式） |
| (5) 結合金具の材質 | アルミニウム合金 |
| (6) 装着部 | 軽合金リング圧着式 |
| (7) 低圧力損失ホース | |

6 その他

- (1) 品質保証書及び品質評価適合証明書添付
- (2) 仕様内容に適合することを証明する資料添付
- (3) 消防用ホースのホース部と結合金具部に、消防法第21条の16の3第1項に規定する自主表示および第3者機関である日本消防検定協会による品質評価の適合を受けた表示が付されているものを納品すること。
- (4) 消防用ホースは、一般社団法人「日本消防ホース工業会」会員会社による製造品とすること。
- (5) 消防用ホース 呼称40mmホース は、耐摩耗性に優れたアラミド繊維を使用しているものであること。
- (6) 消防用ホース は、不意離脱防止機構が働く「町野金具」であり、本組合が所有する既存のホースと結合可能であること。
- (7) ホース本体に製造番号（保険番号）を表示していること。

なお、保険対応に伴う送料については、納入業者の負担とすること。